

**新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画
水際対策に関するガイドライン**

令和8年4月

目 次

第1章	水際対策の概要	1
第2章	準備期の対応	1
1	水際対策の実施に関する体制の整備	1
2	在外邦人や出国予定者への情報提供・共有に関する体制の整備	2
3	関係機関との連携	3
4	県の対応	3
第3章	初動期の対応	4
1	新型インフルエンザ等の発生初期の対応	4
2	新型インフルエンザ等の検疫法上の類型の決定等	4
3	対策本部の設置と基本的対処方針の決定	4
4	検疫措置の強化	5
5	システムの稼働	10
6	クルーズ船等同時に多数の患者発生が予想される場合の対応	10
第4章	対応期の対応	11
1	強化に当たっての判断時点	11
2	新型インフルエンザ等における対策強化の具体例	11
3	縮小又は中止に当たっての判断時点	12
4	新型インフルエンザ等における対策縮小又は中止の具体例	12
5	ワクチン接種証明書等の活用	12
(参考)	海外での発生情報がない中で国内で新型インフルエンザ等が 発生した場合の対応	13
1	基本的な考え方	13
2	患者への出国自粛勧告等	13
	文末脚注	14

第1章 水際対策の概要

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑かつ迅速な水際対策を講ずることができるよう、可能な限りの準備等を行うことが肝要である。そのため、平時から水際対策に係る体制整備や研修及び訓練を行うとともに、水際対策の実施に必要な物資及び施設を確保し、システムの整備を行う。また、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、国は、在外邦人や出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行うことができるよう、海外における感染症情報の収集・提供体制を整備する。

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、国は、新型インフルエンザ政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置し、県は、新潟県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置する。

国は、決定された基本的対処方針¹に基づき、在外邦人や出国予定者への感染症危険情報の発出、帰国者及び入国者（以下「帰国者等」という。）の検疫措置の強化（隔離、停留、宿泊施設（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第44条の3第2項に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。）や居宅等での待機要請、健康監視等、検疫を実施する空港・港（以下「検疫実施空港・港」という。）の集約化、入国制限等（政府対策本部決定に基づく上陸拒否対象国・地域の指定及び同国・地域からの外国人の入国の原則停止、入国者総数の上限数の設定、査証制限、船舶・航空機の運航制限の要請等）の水際対策を実施する。

また、国は、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、国民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ適切かつ柔軟に水際対策の強化又は緩和を検討し、実施する。

県及び保健所設置市（以下「県等」という。）は、これらの水際対策が円滑に進むよう、国と協調して対応する

第2章 準備期の対応

1 水際対策の実施に関する体制の整備

- (1) 検疫所が実施する訓練の機会等において、県等、県警察、空港・港湾管理者、船舶・航空会社等の水際対策関係者は、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図るなど、連携体制を構築する。また、水際対策関係者は個人防護具の整備を行う。
- (2) 厚生労働省及び県等は、水際対策に従事する者等への予防投与のための抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、十分な感染対策を行わずに、患者に濃厚接触した者は必要に応じて予防投与の対象とすること等、関係者への処方体制について検討し、必要な措置を講ずる。
- (3) 厚生労働省及び検疫所は、検疫所が保有する個人防護具²や消毒用アルコール等の備蓄、医療機関や宿泊施設の確保状況、検査実施能力に係る目標値を定め、

定期的にこれらの状況を確認（モニタリング）し、不足が認められる場合は、速やかに対応する。

- (4) 厚生労働省は、宿泊施設での停留や待機要請を行う場合に備え、あらかじめ停留や待機施設の運営のための体制を構築するとともに、停留や待機施設の運営への従事を予定する職員に対して、あらかじめ必要な研修等を実施する。
- (5) 厚生労働省は、新型インフルエンザ等発生時に予想される隔離、停留、宿泊施設や居宅等での待機要請、健康監視等の検疫措置の内容やその目的について、ホームページ等を利用して周知する。
- (6) 県等は、厚生労働省及びデジタル庁が整備するシステム等を、質問票の入力や健康監視等に活用できるよう準備を行う。
 - ア 厚生労働省及びデジタル庁は、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 12 条の規定に基づく帰国者等への質問、証明書の添付及び同法第 18 条第 5 項等の規定に基づく都道府県等への帰国者等情報の共有等について、オンラインで完結できるよう必要なシステムを整備し、随時更新する。
 - イ デジタル庁及び厚生労働省は、Visit Japan Web³ と上記システムとの連携を行う。
- (7) 厚生労働省及び国土交通省は、検疫実施空港・港の集約化について、新型インフルエンザ等発生時に迅速に対応できるよう、就航実績に応じた各検疫実施空港・港の集約や分担をあらかじめ想定しておく。
- (8) 厚生労働省及び国土交通省は、集約対象の定期便の検疫実施空港・港を指定するための具体的手順を策定するとともに、運航計画の変更、乗客への周知、キャンセル対応等について、必要かつ十分な時間を確保した上で、航空会社等と調整し、必要な準備を進める。

2 在外邦人や出国予定者への情報提供・共有に関する体制の整備（国の対応）

- (1) 外務省、厚生労働省及び関係省庁は、新型インフルエンザ等発生時における混乱を避け、帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国を実現するために、日頃から新型インフルエンザ等の発生情報に関して諸外国や国際機関等と緊密に情報交換できる体制を整え、新型インフルエンザ等の発生の疑いの段階で情報を収集し、分かりやすく情報提供・共有を行う準備を進める。
- (2) 厚生労働省及び外務省は、諸外国（特に日本各地との定期便のあるハブ空港を有する国）における新型インフルエンザ等発生初期の水際対策に係る情報を収集し、分かりやすく情報提供・共有を行う準備を進める。
- (3) 外務省は、在外邦人が、滞在国における新型インフルエンザ等の発生時に、自らの判断と責任において、帰国するか否かを適切に選択することができるよう、滞在国における感染拡大の状況、医療体制や治療薬等の治療手段の入手可能性、滞在国政府の方針等について適時正確な情報を発出する準備を進める。
- (4) 外務省、厚生労働省及び国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security。以下「JIHS」という。）は、在外邦人に対する感染症危険情報

の発出、健康安全講話の実施等によるリスクコミュニケーションが適切に行われるよう、相互の連携体制を整備する。

- (5) 外務省は、新型インフルエンザ等発生時に在外邦人の輸送手段が円滑に確保されるよう、防衛省、海上保安庁、国土交通省及び厚生労働省と連携し、チャーター便、政府専用機等による輸送の安全の確保に関する必要な準備を進める。

3 関係機関との連携

- (1) 厚生労働省は、入国者の健康状態や連絡先などを事前に申告するための健康状態質問票（以下「質問票」という。）等により得られた情報について、情報提供の方法や提供する情報の内容について県等と調整し、方針を決定する。
- (2) 厚生労働省、検疫所及び国土交通省は、新型インフルエンザ等発生時又は発生疑い時において、発生国・地域から検疫飛行場以外の空港を利用するチャーター便について、あらかじめ航空会社等に自粛を要請する旨を説明する。
- (3) 検疫所は、新型インフルエンザ等の発生時又は発生疑い時における、質問票及び入国後の注意喚起事項を記載した健康カードの旅客機・旅客船（貨客船を含む。以下同じ。）への搭載や乗客等への配布について、検疫法第23条の2の規定に基づき、航空会社等に対し事前に国内外の事業所等への配備を含め、あらかじめ協力を求める。
- (4) 厚生労働省及び検疫所は、隔離、停留や待機要請で用いる医療機関、宿泊施設や搬送機関と協定や契約を締結する。また、検疫所は、県等と協力して病院等の選定を行い、円滑に隔離等を行えるよう県等との連携体制を構築し、定期的に入院調整スキームを確認する。
- (5) 検疫所は、同時に多数の患者が発生した場合に備え、医療機関や宿泊施設への搬送に対して、消防機関への応援要請や民間救急の活用についてのスキームを確認する。この場合、検疫所が搬送の主体となるので、救急隊員等が必要とする個人防護具や車内の消毒用薬剤等の資器材については検疫所が用意する。

4 県の対応

県は、国の対応等に基づき、海外での新型インフルエンザ等の発生に備え、検疫所やJIHSなどの関係機関や、新潟県感染症対策連携協議会即応部会等と連携しながら、海外における感染症情報等の収集を進めるとともに、流行状況や具体的な感染予防の留意点等について、県民や医療関係者等へ周知を図る。

また、県は、県内の検疫実施空港（新潟空港）、検疫実施港（新潟港、直江津港）等における入国者等対策について、国や港湾管理者等と調整し、検討を進める。

第3章 初動期の対応

1 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

国は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合であって、感染症に係る危機管理の対応が必要な事態が生じた場合には、速やかに新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議又は必要に応じ、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「対策閣僚会議」という。）を開催し、情報の集約、共有及び分析を行い、政府の初動対処方針について協議・決定するとともに、次に掲げる対応をとる。

- (1) 統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省及び国土交通省は、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合に備え、水際対策の実施に向けた協議・検討を開始する。
- (2) 外務省は、感染症危険情報を発出する。
- (3) 厚生労働省は、船舶・航空機に対する検疫措置の強化を検疫所に指示する。

2 新型インフルエンザ等の検疫法上の類型の決定等

厚生労働省は、当該感染症が、検疫法上隔離、停留等の措置が可能である同法第2条の検疫感染症又は同法第34条の2の新感染症に該当しない場合、同法第34条の規定に基づき政令で定める感染症に指定し、隔離、停留等のうちの措置を可能とするべきかについて速やかに検討を行い、決定する。

3 対策本部の設置と基本的対処方針の決定

- (1) 政府は、WHO が急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC 宣言等）する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、特措法第15条第2項に基づき、政府対策本部を設置する。この場合、県は同法第22条第1項に基づき、県対策本部を設置する。
- (2) 政府対策本部は、WHO や諸外国の動向も踏まえつつ、病原性、感染性等の病原体の特徴、流行の状況、発生地域の特性その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴いて（緊急を要する場合で意見を聴くいとまがない場合を除く。）、新型インフルエンザ等政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定）（以下「政府行動計画」という。）に基づいて基本的対処方針を定め、感染症危険情報の発出、帰国者等の検疫措置の強化（隔離、停留、宿泊施設や居宅等での待機要請・健康監視等、検疫実施空港・港の集約化）、入国制限等（政府対策本部決定に基づく上陸拒否対象国・地域の指定及び同国・地域からの外国人の入国の原則停止、入国者総数の上限数の設定、必要な査証制限（発給済み査証の効力の停止、査証審査の厳格化、査証免除措置の一時停止等）、船舶・航空機の運航制限の要請⁴等）のうち実施すべき対策を決定し、直ちに公示し、周知を図る。
- (3) 国は、WHO が急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC

宣言等)する前で、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いが強く、我が国として早急に対応すべきと判断される場合には、当該公表を待たずに、対策閣僚会議において、上記の決定を行う。

4 検疫措置の強化

検疫措置の強化は、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国内への新型インフルエンザ等病原体の進入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、医療提供体制等の確保等の感染症有事への対策に対応する準備を行う時間を確保することを目的として、政府対策本部が示す基本的対処方針によって、発生国等から来航する航空機や船舶に対して行われる。

(1) 関係機関の連携

ア 検疫所は、検疫実施空港・港の水際対策関係者ととともに、発生状況や対策の情報共有のための会議を早急に開催し、その後も定期的を開催して、相互に協力を得る必要がある事項についても併せて調整する。

イ 県等は、国の検疫措置の強化に伴い、上記会議の参加等により、必要な情報を共有するとともに、空港・港湾関係者と連絡調整を図りつつ、水際対策に協力する。また、県警察は、検疫実施空港・港及びその周辺等において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。また、患者及び検体の搬送に係る協力を行う。

(2) 隔離措置、患者に対する宿泊施設での待機要請

ア 隔離措置等の基本的な考え方

検疫実施空港・港における検査や診察を通じて、新型インフルエンザ等の患者を発見した際には、病原体の国内侵入を防ぐため、病原体を保有していないことが確認されるまでの間、他者との物理的な遮断を図る必要がある。医療資源に制約がある中で、検疫所は、患者の容態等に応じて、患者に対し、検疫法第14条第1項第1号及び第15条の規定に基づく隔離又は検疫法第14条第1項第3号及び第16条の2第1項の規定に基づく宿泊施設での待機要請を行う。

イ 対象者の範囲

新型インフルエンザ等の患者は医療機関に入院して治療を受けることが原則であるが、医療資源に制約がある中で、検疫所は宿泊施設も有効的に活用することを検討し、必要な措置を講ずる。患者を宿泊施設で待機させる場合は、患者の容態が急変したときに迅速な処置を行うことが困難であるため、基本的には、無症状病原体保有者や軽症者に対し、宿泊施設での待機要請を行い、中等症・重症者に対し、隔離措置を行うことが考えられる。なお、隔離措置及び患者に対する宿泊施設での待機要請の対象範囲を検討する際は、その時点における最新の科学的知見や検疫所が確保している医療機関数を踏まえる必要がある。

(3) 停留措置

ア 停留措置の基本的な考え方

新型インフルエンザ等については、感染してから発症するまでに潜伏期間があ

るので、水際で侵入を完全に防ぐことはできないが、できる限り病原体の国内侵入の時期を遅らせるために、発症前の者に対しても、一定期間内で発症しないことを確認するために、検疫所は、検疫法第14条第1項第2号及び第16条の規定に基づく停留措置を行う場合がある。

イ 対象者の範囲

(ア) 停留は、個人の行動を一定期間制限することから、人権に配慮し、その実施及び対象者の範囲については、判断の時点における最新の科学的知見を踏まえ、感染拡大防止に必要な最小の対象範囲かつ日数とするとともに、居宅等での待機要請や健康監視での対応も含めて検討し、必要な措置を講ずる。

(イ) 病原体の病原性、感染性等を考慮し、停留対象者を限定することを検討し、必要な措置を講ずる。停留を行う場合の対象者（帰国者等に限る。）の範囲については、以下のa、bのパターンが考えられる。

a 患者と同一旅程の同行者（出発空港・港で初めて合流した者を除く。以下同じ。）

b 患者と同一機内・船内の者で次のうち厚生労働省と調整の上、検疫所が必要と判断した者（患者と同一旅程の同行者、患者の座席周囲の者、乗務員等で患者の飛沫にばく露した者等）

ウ 停留場所等

(ア) 停留場所としては、医療機関の活用を考えるが、限られた資源を有効に活用する必要もあることから、医療機関以外の施設の活用についても検討し、必要な措置を講ずる。その場合、次に掲げる要件を満たす施設が適当である。なお、貨物船において患者発生があった場合の停留においては、貨物船内の居室等を活用する。

a 停留施設として使用する宿泊施設の決定に当たっては、検疫実施空港・港の所在地に限定せず、停留対象者を搬送する際の利便性及び検疫実施空港・港からのアクセス性等を考慮し、必要な施設を確保する。

b その時点では発症していない者に一定の場所に留まってもらう必要があるため、肉体的・精神的負担ができるだけ少なく過ごすことができ、衛生面でも問題がない施設とする。

c 停留対象者間の接触を最小限に抑える観点から、部屋の中に風呂、トイレ、テレビ、電話及び通信環境等の設備が設置されている等、原則一人一室で使用でき、停留対象者が使用する場所と職員や一般利用者が利用する場所とを明確に区別する等の感染症のまん延を防止するために必要な措置を講ずることができる宿泊施設の使用を優先して検討し、必要な措置を講ずる。

(イ) 厚生労働省及び検疫所は、宿泊施設等の開設者等に対し事前に説明を行い、施設の使用に関して同意を得ることができるように努める。周囲の宿泊施設の確保を進めて、県等に説明を行う。

エ 対象者への対応方針

(ア) 厚生労働省は、停留対象者の停留場所となる宿泊施設等において停留対象者

に対する食事等の生活支援を行う際に必要な手配を検討し、措置を講ずる。

- (イ) 厚生労働省は、停留場所において、停留対象者と接触する可能性のある者には、個人防護具を配布する。
 - (ウ) 停留対象者に対しては、本人の同意を得た上で、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
 - (エ) 厚生労働省は、停留対象者の健康状態の観察や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うため、停留場所の医療提供体制について、オンライン診療を含め医師・看護師・准看護師（自衛隊医官・看護官を含む。）を確保する。
 - (オ) 検疫法上、停留対象者は停留場所から外に出ることはできないが、外出しようとする停留対象者に対する説得等は、基本的には検疫所が行う。停留対象者が相当な数にのぼり、検疫所だけでは対応できなくなる場合の対応については、他に協力を求めることも含め、厚生労働省と検疫所は検討を行う。
 - (カ) 県警察は、停留場所及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。
- (4) 宿泊施設又は居宅等での待機要請、健康監視の実施

ア 基本的な考え方

新型インフルエンザ等の病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせること及び国内での感染者の早期発見を目的として、検疫所は、新型インフルエンザ等発生国・地域からの帰国者等であって、停留されない者に対し、検疫法第16条の2第2項の規定に基づく宿泊施設・居宅等での待機を要請する。また、検疫所は、検疫法第18条第5項の規定に基づき、新型インフルエンザ等発生国・地域からの帰国者等であって、停留されない者に係る情報を県等に対し通知⁵、当該者の健康監視を依頼する。なお、検疫所が収集した情報については、県等での感染症対策上において必要があれば、健康監視の対象者以外の帰国者等の情報についても、検疫所から情報提供する。県等は、検疫所等と連携しながら、居宅等待機者等に対しての健康監視に協力する。

イ 対象者の範囲

病原体の病原性、感染性等を考慮し、宿泊施設又は居宅等での待機要請、健康監視の対象者を限定することを検討し、必要な措置を講ずる。宿泊施設又は居宅等での待機要請、健康監視（帰国者等に限る。）の対象範囲は、以下の（ア）から（オ）までのパターンが考えられる。

- (ア) 患者と同一旅程の同行者
 - (イ) 患者と同一機内・船内の者で次のうち厚生労働省と調整の上、検疫所が必要と判断した者（患者と同一旅程の同行者、患者の座席周囲の者、乗務員等で患者の飛沫にばく露した者等）
 - (ウ) 確定患者の発生した旅客機又は旅客船の全員
 - (エ) 発生国・地域において、感染した又は感染したおそれのある者と接触のあった者
 - (オ) 発生国・地域からの全員

ウ 第三国を経由した帰国者等への対応方針

第三国（発生国・地域以外の国・地域をいう。以下同じ。）を経由した帰国者等に関連する隔離、停留、宿泊施設又は居宅等での待機要請や及び健康監視については、上記に準じた対応とする。

(5) 検疫実施空港・港の集約化

ア 基本的な考え方

(ア) 隔離、停留等を実施する場合においては、新型インフルエンザ等発生国・地域からの船舶・航空機の運航状況等を踏まえ、発生国・地域からの帰国者等の分散化を避け、万が一、帰国者等の中から新型インフルエンザ等の患者が発生した場合であってもまん延防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置することにより効率的な措置の実施を図るため等の公衆衛生上の観点から、7空港、4港の中から特定検疫港等⁶に指定して、集約化を図ることを検討し、必要な措置を講ずる。

a 7空港（成田・羽田・関西・中部・福岡・新千歳・那覇）

b 4港（横浜・神戸・関門・博多）

(イ) この決定は極めて短期間に行う必要があるため、準備期から、検疫集約化の実実施手順や方法、停留等の在り方、入国審査、税関等における対応等を具体的に整理する。

(ウ) 検疫の実務的な要領は、厚生労働省が別途定める。

イ 検疫実施空港・港の集約化の流れ

(ア) 厚生労働省は、海外において鳥や豚等の動物由来のインフルエンザウイルス等が人に感染する例が散発的に発生しており、人から人への持続的な感染の可能性がある場合や原因不明の呼吸器症候群の流行がみられる場合等、新型インフルエンザ等の発生の疑いが生じた場合、水際対策関係省庁に情報提供を行うとともに、WHO、在外公館、JIHS等からの情報を収集・分析し、発生の有無及び検疫集約化の必要性について検討を行い、関係省庁との協議を開始する。

(イ) 厚生労働省は、特措法第29条の規定に基づき、政府対策本部に検疫集約化の開始を上申し、政府対策本部は、必要に応じ新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴いて、方針を決定する。なお、必要に応じて、政府対策本部を設置する前から検疫集約化の準備を開始する。

(ウ) 政府対策本部の決定後、直ちに、厚生労働省は各検疫所に対応を指示し、国土交通省は港湾管理者・空港管理会社や船舶・航空会社に決定内容を伝達し、検疫所と協力して速やかに検疫実施空港・港の集約化を開始する。

(エ) 厚生労働省及び国土交通省は、旅客機・旅客船が着陸・寄港すべき空港・港を集約するための具体的手順を定めておく。なお、新型インフルエンザ等が国内の一部地域で発生した場合、当該国の国土の広さや国内の移動手段の状況、我が国内の受入体制等を踏まえ、検疫集約化の対象地域について感染拡大に応じて順次拡大するか、当該国からの便を一斉に集約するか等の点について検討を行う。

ウ 県内における検疫

(ア) 検疫実施空港・港が集約された場合

発生国からの貨物専用機等及び貨物船等における乗組員等の入国者、第三国経由で入国しようとする発生国（地域）在住・滞在者に対する検疫が、原則として、検疫実施空港（新潟空港）、検疫実施港（新潟港、直江津港）で行われる。

(イ) 検疫実施空港・港が集約されない場合

発生国からの航空機（貨物専用機等を含む）及び船舶（貨物船等を含む）における乗客や乗組員等の入国者、第三国経由で入国しようとする発生国（地域）在住・滞在者に対する検疫が、原則として、検疫実施空港（新潟空港）、検疫実施港（新潟港、直江津港）で行われる。

(6) 水際対策を徹底するための措置

ア 基本的な考え方

水際対策の実効性を高めるためには、自主申告や待機要請等への協力等、帰国者等の協力が不可欠である。帰国者等の協力を得るため、厚生労働省を中心に政府が水際対策の内容や根拠等を分かりやすく説明することが必要である。その一方で、待機要請に協力しない者も一定数存在するため、水際対策を徹底するための措置及び水際対策への協力が得られない者に対する措置を検討し、実施する。

なお、水際対策への協力が得られない者に対する措置は罰則的な意味合いが含まれるため、この措置を実施するには適用基準を事前に周知する。

イ 措置の範囲

水際対策を徹底するための措置や水際対策への協力が得られない者に対する措置としては以下のようなものが考えられるが、具体的な内容は、厚生労働省が、関係省庁と協議した上で、政府対策本部に措置内容を上申し、同本部は内容を決定し、公表する。

措置の種類	具体的な対応例（新型コロナウイルス感染症対応時のものであり、実際には様々な措置があり得る。）
水際対策を徹底するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水際対策に協力することの誓約書の取得 ・ 水際対策への協力が得られない者に対する注意喚起 ・ 氏名等の感染拡大防止に資する情報の公表 ・ 待機療養施設から外出・帰宅した、又は外出・帰宅しようとする者の搜索
水際対策への協力が得られない者に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫法第 35 条及び第 36 条の罰則 ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号の規定に基づく在留資格取消し手続及び退去強制手続）

5 システムの稼働

厚生労働省及びデジタル庁は、質問票の配布等の検疫手続について、Visit Japan Web を通じて質問票の入力等の機能の運用を開始するとともに、健康監視等を円滑に行うためのシステムを稼働させる。県等は、質問票の入力や健康監視等のため、当該システムを活用する。

6 クルーズ船等同時に多数の患者発生が予想される場合の対応

水際対策について、特に、クルーズ船等同時に多数の患者発生が予想される場合には、以下の対応が必要となる。

(1) 入港受入

ア 出入国在留管理庁、厚生労働省、外務省及び国土交通省は、新型インフルエンザ等に感染している又は感染したおそれのある者を多数乗せて入港しようとする船舶について、検疫法第 12 条及び第 23 条の 2 の規定に基づく情報収集を行い、確認された場合には、当該船舶への邦人の乗船状況、入管法第 5 条第 1 項第 1 号及び第 14 号に該当し得る外国人の乗船状況、検疫実施体制、国内の医療提供体制等を勘案し、当該船舶の受入の可否について、検討を行う。

イ 厚生労働省及び国土交通省は、船舶の航路や、港湾管理者等の体制を確認の上、受入港の検討を行う。

(2) 検疫措置

ア 厚生労働省及び国土交通省は、入港予定の船舶について、検疫法第 12 条及び第 23 条の 2 の規定に基づき船舶内の感染状況や有症状者の病状等の情報を収集する。

イ 厚生労働省は、乗客等数、予想される患者数等を踏まえ、乗客等を下船させた上で検疫等を実施するか、船舶に留め置いた状態で船内において検疫等を実施するか判断し、検疫を実施する際の優先順位、検査方法、健康状態の観察を行う期間等実施可能な検疫の要件を決定し、入港予定港が所在する県等に情報提供する。

(ア) 下船させて対応する場合

a 厚生労働省は、検疫業務を支援するための十分な医療従事者、専門家等を確保し、問診、診察や検査等を実施する。

b 厚生労働省は、乗客等に対する医療を提供するため、県と調整しながら感染症法第 16 条の 2 の規定に基づく協力要請等を活用し、災害派遣医療チーム (DMAT) を含む医療人材派遣を行う。

c 厚生労働省は、乗客等を搬送して検疫する場合に備え、搬送手段や宿泊施設等を確保する。

d 厚生労働省は、患者に対する医療を提供するため、入院医療機関や宿泊施設等の船外搬送先、搬送手段を確保する。

e 厚生労働省は、健康状態等の継続的な確認等の下船後のフォローアップを実施するため、健康カードの配布等によりその実施方法等を説明する。

- f 厚生労働省及び外務省は、乗客等の出身国からのチャーター便等による出国要請を検討の上、下船、搬送等を実施する。
- (イ) 検疫法第5条の規定に基づき船舶に留め置いて対応する場合
 - 上記(ア)に加え、厚生労働省は、受入港における検疫状況、船舶内の状況等を把握する体制を構築する。
- (3) 船内における感染拡大防止策及び乗員等に対する医療支援等
 - ア 厚生労働省及び国土交通省は、船舶内の感染拡大を防止するため、乗員等のマスク着用や船舶内の空気循環の停止等の対応について、当該船舶と調整を行う。
 - イ 厚生労働省は、必要となる个人防护具等について調査し、必要に応じて提供する。
 - ウ 厚生労働省は、乗客等が必要とする医薬品を提供するため、薬剤相談窓口の開設や医薬品を確保する。
 - エ 厚生労働省及び国土交通省は、乗客や乗員の情報アクセス機会（通信手段が確立していない場合はWi-Fiによる通信手段の確立等）を確保する。
- (4) 県の対応
 - 県は、当該クルーズ船等が県内の港湾に入港した場合、国の判断等を踏まえ、検疫措置や医療支援等について、必要に応じた協力を行う。

第4章 対応期の対応

政府対策本部は、新型インフルエンザ等に関する病原性等について新たな情報が入手された場合や国内外における発生状況の変化等により対策の合理性が認められなくなったと判断する場合には、社会経済活動に与える影響を踏まえ、水際対策の強化、縮小又は中止等の見直しを行う。

県は、県民生活等に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ、国が行う水際対策の強化又は緩和に連携して対応する。

1 強化に当たっての判断時点

新型インフルエンザ等の病原体の新たな変異株が海外で発生した時点等においては、当該変異株の感染性等が確認できるまでの間は水際対策を強化し、その感染性等や感染状況等を踏まえて対策の強度を判断する。

2 新型インフルエンザ等における対策強化の具体例

- (1) 感染症危険情報のレベルの引上げ
- (2) 検疫措置
 - ア 患者の隔離、待機要請の対象範囲の拡大又は措置期間の延長
 - イ 陰性者や検査対象外の者のうち、停留、待機要請、健康監視の対象範囲の拡大又は措置期間の延長
 - ウ 特定検疫港等の集約化

(3) 入国制限等

- ア 政府対策本部決定に基づく上陸拒否対象国・地域指定及び同国・地域からの外国人の入国の原則停止等の拡大
- イ 入国者上限数の削減
- ウ 査証制限の厳格化

3 縮小又は中止に当たっての判断時点

- (1) 新型インフルエンザ等の病原性や感染性が判明しつつあり、致命率や感染性が当初の見込み以下であることが判明した時点
- (2) 国内における医療提供体制（病原体検査を含む。）が整った時点
- (3) ワクチンや治療薬が開発され、普及した時点
- (4) 国内において新型インフルエンザ等がまん延した時点（ただし、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の措置を行っていないことが基本）
- (5) 発生国・地域において、流行が減少傾向で、新規患者の発生が減少した時点

4 新型インフルエンザ等における対策縮小又は中止の具体例

- (1) 感染症危険情報のレベルの引下げ
- (2) 検疫措置
 - ア 患者の隔離、待機要請の対象範囲の変更・要請の中止
 - イ 陰性者や検査対象外の者のうち、停留、待機要請、健康監視の対象者の範囲の変更・要請の中止
 - ウ 居宅等待機者の公共交通機関の不使用要請の中止
 - エ 特定検疫港等の集約化の変更・中止
- (3) 入国制限等
 - ア 政府対策本部決定等に基づく上陸拒否対象国・地域指定及び同国・地域からの外国人の入国の原則停止の変更・解除
 - イ 入国者上限数の変更・撤廃
 - ウ 通常の査証発給対応への復帰

5 ワクチン接種証明書等の活用

政府対策本部は、水際対策の強化又は緩和にワクチン接種証明や出国前検査証明を活用することを検討し、必要な措置を講ずる。

(参考) 海外での発生情報がない中で国内で新型インフルエンザ等が発生した場合の対応

1 基本的な考え方

我が国で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合、国際保健規則（IHR）を踏まえ、国際的な責任を果たす観点から、国外に感染を拡大させないように、できる限り感染者を国内に留め置くことが必要である。また、起源（鳥、哺乳類の種等）を明らかにし、感染拡大防止に努める。県等は、患者への入院勧告・措置、周辺の消毒、積極的疫学調査の上、必要な措置を実施する。

2 患者への出国自粛勧告等

- (1) 政府対策本部は、患者に対し、不要不急の出国を自粛するよう勧告し、厚生労働省、外務省等のホームページ等においてこれを周知する。
- (2) 国土交通省は、発熱している等、感染している可能性が高い者が乗船・搭乗しようとした場合には、厚生労働省が作成した指針（患者及び疑似症患者の定義）に従い拒否を行うべきことを、船舶・航空会社に注意喚起する。
- (3) 外務省は、在外邦人に対し、政府対策本部が発信する情報の迅速な提供に努める。
- (4) 国内外における発生状況の変化等を踏まえ、必要に応じてこれらの対応を順次縮小する。

(脚注)

1	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 18 条第 1 項に規定する方針で、今後講ずべき対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すもの。
2	マスク、アイソレーションガウン、アイシールド、フェイスシールド、非滅菌手袋等
3	入国手続（入国審査、税関申告）に利用できるウェブサービス
4	特措法第 30 条第 2 項
5	政府行動計画で、「第 3 部 第 5 章 水際対策 第 2 節 2-6.」において、「…隔離等の実施における健康監視等を円滑に行うためのシステムを稼働させる。」とされており、当該システム稼働時に厚生労働省から県等に対し、別途通知する予定であるとのこと。
6	特定検疫飛行場においては、発生国・地域から来航する旅客機の検疫実施場所を可能な限り限定する。また、貨物船については、横浜・神戸・関門・博多以外の検疫港においても対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途、国において対応が検討され、必要な措置が講じられる。